

災害時等における水道復旧活動に関する協定書

山武郡市広域水道企業団（以下「依頼者」という。）と（以下「協力事業者」という。）は、災害や事故に伴い発生する水道復旧活動（依頼者が管理する配水管及び給水管等における復旧工事）に関し、次のとおり協定を締結する。

（工事）

第1条 依頼者が依頼する業務は、次に掲げるものとする。

- （1）復旧工事
- （2）復旧に必要な資材の供給
- （3）前各号に付帯する業務

（要請）

第2条 依頼者は、前条に定める協力を要請するときは、文書・電話等により業務内容を明示して行うものとする。

2 協力事業者は、前項の規定により依頼者の要請を受けたときは、これに協力するものとする。

（連絡体制）

第3条 協力事業者は、復旧活動ができる者を定め、連絡体制表（以下「名簿等」という。）を依頼者に提出するものとする。

2 協力事業者は、名簿等に変更が生じたときは、その都度依頼者に通知するものとする。

（費用負担）

第4条 復旧工事等に要した費用は、後日依頼者の認定を受けた後に依頼者に請求するものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から建設工事等入札参加者資格者名簿の有効期限までとする。ただし、有効期限満了の1月前までに依頼者と協力事業者いずれかの意思表示がないときは、この協定の有効期限を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

（失効）

第6条 建設工事等入札参加資格者名簿から除かれた場合、本協定も失効するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、依頼者と協力事業者が協議して定めるものとする。

この協定の証として、本協定書2通を作成し、記名押印の上依頼者と協力事業者がそれぞれ1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

依頼者 千葉県東金市家徳361番地8  
山武郡市広域水道企業団  
企業長

協力事業者